



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 新年度ご挨拶
- 2 令和8年度体制
- 3 県内と畜場での豚熱及びオーエスキー病（AD）抗体検査について
- 4 家畜伝染病予防法の改正について
- 5 豚熱（CSF）関連情報
- 6 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について
- 7 アフリカ豚熱（ASF）情報
- 8 口蹄疫（FMD）情報
- 9 飼養衛生管理基準の遵守確認および埋却地の現地調査
- 10 導入計画書の提出のお願い
- 11 適格請求書（インボイス）の発行について
- 12 外国語ポスター等の活用について
- 13 梅雨時期のハエ対策について
- 14 令和8年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ
- 15 死亡豚の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

【添付資料】

- ・ 豚の導入計画書
- ・ 韓国におけるASFの発生状況
- ・ アジアにおけるASFの発生報告状況
- ・ 韓国におけるFMDの発生報告状況
- ・ 死亡豚の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- ・ 豚熱発生時の対応が変わりました！

◆◆ 新年度ご挨拶 ◆◆

近年、家畜衛生を巡る情勢は転換点を迎えていると感じます。豚熱では感染が確認されれば全頭殺処分され、発生農場の関連農場までも殺処分されてきましたが、今後は家畜伝染病予防法が改正され、「選択的殺処分」となり繁殖豚やワクチン接種後20日以降の肥育豚等は殺処分対象から除外されることとなる予定です。また高病原性鳥インフルエンザでは、発生時の殺処分羽数を少なくするための「分割管理」や、「大臣指定地域」といった今までの飼養衛生管理基準より「一歩踏み込んだ取組み」が求められてきています。食品流通に出来るだけ影響を及ぼさない家畜衛生対策を進めていくことが必要となってきています。

今年度も立入検査では、「一歩踏み込んだ取組み」を実施していきます。この取組みは「慢性疾病対策による生産性向上」にもつながりますので、農家の方々と一緒に進めていきたいと思えます。

最後に、今年も人事異動により4名の職員が配属になり、新規採用職員から経験豊富な職員まで新しい人員で心機一転対応して参りますので、よろしくお願いいたします。


中部農業事務所家畜保健衛生課長






（中部家畜保健衛生所長） 林 省二

◆◆ 令和8年度体制 ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、本年度は以下の体制となります。

●令和8年度の職員一覧

 転入者（旧所属）

課長		
次長		
環境衛生係 (環境指導、定期報告、耳標、 公共牧場、馬、山羊、めん 羊)	係長 	
防疫第一係 (牛、蜜蜂)	係長	
		
防疫第二係 (豚、鶏)	係長	
		
病性鑑定専門官		
病性鑑定第一係 (ウイルス、細菌)	係長 	
		
病性鑑定第二係 (病理、生化学)	係長	

◆◆ 県内と畜場での豚熱及びオーエスキー病（AD）抗体検査について ◆◆

豚熱に関する家畜伝染病防疫指針及びオーエスキー病防疫対策要領に基づき、農場内の抗体検査に加えて、県内のと畜場でも定期的に豚熱とADの抗体検査を実施しています。今まで、と畜場の検査結果から当所で確認が必要な場合は、当該農場に聞き取りを行っていました。

今後の検査結果の送付をご希望の方は、個別に結果をお知らせしますので、当所までご連絡ください。

◆◆ 家畜伝染病予防法の改正について ◆◆

・豚熱発生時の選択的殺処分について

家畜伝染病予防法改正に伴い、豚熱発生農場の殺処分対象豚が変更されました。適切にワクチン接種されていない場合は全頭が殺処分対象、感染が広範囲に広がっている場合、続発する場合は、繁殖豚を除く肥育豚全頭が殺処分対象となります。

なお、発生農場が自らの経営判断で殺すべき豚を選択することはできません。詳細は、別添リーフレットをご確認ください。

また、万が一発生があった際は殺処分対象範囲を検討するため、農場における豚舎配置図とピッグフローの確認を行う必要があります。毎年実施しています立ち入り検査の時に、確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆◆ 豚熱（CSF）関連情報 ◆◆

・昨年10月に発生した国内100例目の豚熱について、第24回拡大豚熱疫学調査チーム検討会が行われました

◆◆血液検査の結果◆◆

- ・100例目のウイルスは、発生農場からおよそ6km離れた地点で令和4年11月に確認された野生イノシシから検出されていた豚熱ウイルスの遺伝子が最も近縁でした。一方、当該農場では令和3年8月にも感染が確認されています（国内71例目）が、その際に農場で得られたウイルスと今回のウイルスの遺伝子は大きく異なっていました。

→前回の発生時のウイルスが農場内に残っていたことによるものではない、と考えられました。

- ・離乳豚舎のみでウイルス感染が認められました。一方、感染時期を推定することは困難でしたが、母豚の抗体価の検査結果から、母豚がウイルスに暴露された可能性が示唆されました。

検討会を踏まえて提言が発表されました。農場では、次のとおり対策をお願いします。

1. 適時適切な豚熱ワクチン接種

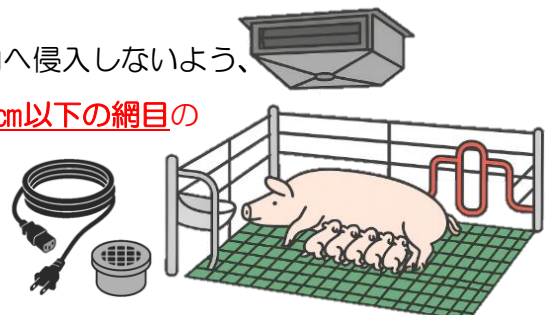
豚熱ワクチン受領および使用にかかる不適切な行為が確認されました。ワクチン接種については、母豚の免疫付与状況をよく把握した上で、ワクチンの使用説明書や防疫指針に従った適切な用法・用量等で接種を行ってください。なお、子豚に対する豚熱ワクチンの追加接種は協議が必要です。

2. 施設の日常的な点検及び修繕

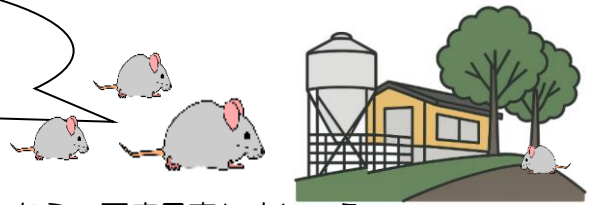
ネズミ等が屋根裏や床下、壁の中等の生息場所から、豚舎内へ侵入しないよう、すき間を金網等でふさぎましょう。金網はステンレス製の1.3cm以下の網目のものがネズミの侵入防止には効果的です。排水溝の穴などは丸めた金網を詰めるなどの方法もあります。

（例：分娩ストール床暖房につながる電気コード出入口の

隙間に金網を丸めて入れる、入気インレットと天井の間に金網を挟んで入気部のすき間を解消）



晴れた日に、畜舎内の電気を消して、畜舎の内側から壁や天井を見上げると、穴がある場所が光って見えて、隙間を見つけやすいよ！



3. 防護柵周辺の管理

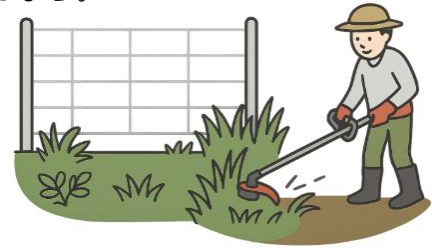
農場外に生息する野生動物への侵入対策を、次の視点から、再度見直しましょう。

- 農場周囲にある電柱の支線や木の枝等を伝わって、防護柵を乗り越えて侵入する可能性がないか？
- 防護柵の下の隙間から、野生動物が侵入できる場所がないか？

4. 野生イノシシ対策

地権者等関係者の理解と協力のもと、以下の対策を検討しましょう。

- 農場周辺の草刈り、木々の伐採といった緩衝帯の設置
- 防護柵、電気柵の設置と維持管理
- 農場周辺にある、ぬた場・水源に向かう獣道等の消毒



県は、今年も野生イノシシ捕獲強化および経口ワクチン散布を並行して実施していきます。

対策を積み重ねて、農場にウイルスが侵入する可能性を少しでも低くしていきましょう！

• 野生イノシシの豚熱感染状況

R1～R7時点での豚熱に感染した野生イノシシの頭数の推移を表にしました。

中部管内では、**渋川市で陽性確認事例が多くなっており**、確認箇所の周囲には多くの養豚場があることから依然として農場での豚熱発生リスクは高いものと考えられます。

表 イノシシのCSF陽性頭数の推移

R8.3.31現在

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
中部管内	0	13	7	7	16	10	28	81
内訳 前橋市	-	(5)	(2)	(7)	(4)	(6)	(9)	(32)
渋川市	-	(8)	(5)	0	(12)	(4)	(19)	(43)
西部管内	20	10	3	4	55	14	10	116
吾妻管内	2	46	2	0	35	23	58	166
利根管内	0	14	4	0	9	10	7	44
東部管内	0	7	11	23	7	6	5	59
計	22	90	27	34	122	63	108	466

県内における野生イノシシの豚熱検査情報は下のURL、またQRコードからご覧になれます。

(群馬県HP：<https://www.pref.gunma.jp/page/9515.html>)

全国の豚熱陽性野生イノシシ確認事例は、下のURL、またQRコードからご覧になれます。

(農水HP：野生イノシシにおける豚熱検査結果の経時的変化（アニメーションGIF）(515KB)（注意：アニメーションGIF形式。別ウィンドウで開きます。）https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/img/wildboar_map-1.gif)



・繁殖豚等の豚熱ワクチン接種

繁殖豚・種雄豚等、6か月以上飼養する豚については、初回接種から6か月後に1回、その後1年に1回追加接種をすることとなっています（同じ個体への接種は、原則最大4回が推奨）。候補豚についても、繁殖開始前に2回目接種を終えられるように、随時接種を実施してください。

ワクチン接種については、記録をきちんととっていただくようお願いします！

◆◆ 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について ◆◆

県では豚熱対策として、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を推進しています。ワクチンの接種効果を高め、豚熱の発生を防止するため、ぜひ導入をご検討ください。

【登録飼養衛生管理者接種のメリット】

- ・農場毎の接種適期に合わせて、適切なタイミングでワクチンを接種することができます。
- ・外部獣医師の農場への出入りが少なくなり、ウイルスの持ち込みリスクが低減します。
- ・接種費用の削減や、作業スケジュールの自由度が高まります。

【申請・研修について】

登録飼養衛生管理者接種を行うためには農場の認定を受ける必要があります。認定農場の要件は、飼養衛生管理基準の遵守、ワクチンの適切な保管、接種記録や報告の実施等です。

また、登録飼養衛生管理者になるためには指定の研修会を受講する必要があります。

農場認定および登録飼養衛生管理者の追加は随時受け付けていますので、現在ワクチンを接種している獣医師と相談の上、家畜保健衛生所へお問い合わせください。

詳しい制度の内容や申請に必要な書類等は、群馬県のHPに掲載されています。

群馬県HP：<https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

（「群馬県 登録飼養衛生管理者」で検索してください）



◆◆ アフリカ豚熱（ASF）情報 ◆◆

韓国では、令和8年4月28日時点で養豚場79件、野生イノシシ4,482件の発生が確認されています。

養豚場での発生は令和7年度では6例だったものの、令和8年1月以降から現時点までにすでに24例が発生しています。韓国南部の養豚場でも発生が確認されており、日本への侵入リスクは非常に高い状況です。

農水HP「アフリカ豚熱について」は以下のURL、またQRコードからご覧になれます。

（農水HP：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>）



◆◆ 口蹄疫（FMD）情報 ◆◆

韓国では、2025年3月に、1年10か月ぶりに口蹄疫が発生しました。2025年4月13日19例目以降、発生は止まっていたましたが、2026年1月30日に9か月ぶりに20例目の発生が確認されました。2026年3月2日時点で22例目まで確認されています。（別紙参照）日本への侵入リスクが高い状況が続いています。

- 関係者以外の立入制限
- 郵便物等は衛生管理区域には持ち込まないようお願いします。



◆◆ 飼養衛生管理基準の遵守確認および埋却地の現地調査 ◆◆

豚熱、アフリカ豚熱等のリスクが高まっている中で、農場の飼養衛生管理を改めて見直し、改善していくことが、農場を疾病から守るためには必要不可欠です。今年度も引き続き、飼養衛生管理基準の遵守確認のため立入検査を予定しています。日程調整のため順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、飼養衛生管理基準で定められている埋却地の確保について、ご用意いただいている土地が埋却に適しているかの現地調査を実施予定です。調査は家保だけでなく、実際に埋却を行う群馬県建設業協会や中部農業事務所農村整備課も同行し、埋却地の面積や周辺の状況を確認させていただきます。こちら順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。



また、定期報告書に「埋却予定地に関する同意書」（建設業者等への情報提供および現地調査の同意書）を同封しましたので、同意いただける方は提出をお願いします。

◆◆ 導入計画書の提出のお願い ◆◆

県外からの豚の導入を予定している方は、添付した導入計画書に記入の上、当所まで提出（FAX等）をお願いします。

◆◆ 適格請求書（インボイス）の発行について ◆◆

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されました。

養豚に関連する手数料の中では、豚熱のワクチン手数料が消費税の課税対象となっています。インボイスの発行を希望される方は、県庁農政課家畜防疫対策室へ直接、依頼してください。

◆◆ 外国語ポスター等の活用について ◆◆

外国語話者の従業員の方に、より正確に家畜伝染病対策を理解してもらうためのツールとして、農水ホームページには多国籍言語によるポスター、農場立入禁止の看板等が掲載されています。

（「海外から日本の農場に来る方への情報」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/jisshusei.html

「家畜の病気を防ぐために 1-3 家畜伝染病の侵入防止のお願い」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html）



・外国語版飼養衛生管理基準のガイドブックについて

公益社団法人 畜産技術協会において英語・インドネシア語・ベトナム語による飼養衛生管理基準ガイドブックが公表されました。こちらもぜひご活用ください。

(※翻訳版ガイドブックは令和3年10月施行の飼養衛生管理基準に基づいた内容となりますので、最新の飼養衛生管理基準と一部異なる部分がありますので、ご注意ください。)

以下のURL、また右のQRコードからもご覧になれます。

（「特集（生産畜産部の取り組み）飼養衛生管理基準ガイドブック」
<https://jacnet.zennoh.or.jp/act/on/index1.html>）



その他にも、インターネット上には、多国籍言語で飼養衛生管理基準について、理解醸成を促すための動画が公開されています。ぜひご活用ください。

◆◆ 梅雨時期のハエ対策について ◆◆

梅雨時期は湿度と気温が高くなりハエの発生も多くなります。ハエは病原菌やウイルスの媒介や家畜にストレスを与え生産性を低下させるだけでなく、大発生すれば近隣住民にも迷惑をかけることとなりますので、早めに対策に取り組みましょう。

具体的な対策

1 発生源の徹底排除（掃除・乾燥）：

- ・食べ残しの飼料やふん便をこまめに片付けてハエに産卵場所を与えないようにしましょう。
- ・畜舎内の喚起や排水に気を配り乾燥した状態を保ちましょう。
- ・堆肥の一次発酵を促し、発酵熱によりウジ・蛹を死滅させましょう。

2 薬剤・防除技術の活用：

- ・幼虫の発生する場所に IGR 剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除しましょう。
- ・成虫には異なる系統の殺虫剤（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用しましょう。

3 その他

- ・ 畜舎周辺の除草をしましょう。ハエの休息場所を無くし、風通しが良くなります。
- ・ 畜舎内の乾燥を心掛けることは臭気対策にもなります。

◆◆ 令和8年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ ◆◆

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。令和8年1月13日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

未提出の方は至急提出をお願いします。

報告対象 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

提出書類

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は1.の書類のみの提出で構いません。

- ・ 鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 5頭以下
- ・ 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください

◆◆ 死亡豚の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 ◆◆

死亡家畜を処理する際は、廃棄物処理法に基づき「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を記載しなければなりません。同封あるいは直接お渡しした前年度分のマニフェストをもとに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（別添用紙）を作成し、6月末日までに提出をお願いします。

提出先：前橋市環境部廃棄物対策課（農場所在地が前橋市）
中部環境事務所（農場所在地が前橋市以外）

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。